**平成２５年（フ）第７９号**
広島県山県郡北広島町川戸3094番地
破産者　友永　一明
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１５５号**
函館市昭和１丁目22番６号　コーポ西村Ⅱ１階Ａ号室
破産者　五十嵐　保
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**平成２５年（フ）第９６号**
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割296番地18、開始決定時の住所岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第５地割96番地１　フレンドハウス友和Ａ202号
破産者　新坂　正博
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第１３８号**
静岡県富士市大淵356番地の49
破産者　渡邉　　正
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２４年（フ）第４２２号**
静岡県袋井市浅羽1669番地の１　ドヌール浅羽101号室、開始決定時の住所静岡県磐田市天龍132番地１
破産者　青島　敏雄
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第１２０６号**
京都市北区紫野下鳥田町58番地
破産者　水島　利昌
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第４２３号**
京都市上京区猪熊通上立売下る東入藤木町795番地６、開始決定時の住所京都市上京区上御霊前通新町西入下清蔵口町38番地
破産者　西和絹織こと　西脇　久芳
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第５７０号**
京都府長岡京市天神３丁目７番10号
破産者　本原　康子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第８４７号**
京都市下京区小坂町４番地12、開始決定時の住所京都市中京区猪熊通六角下る六角猪熊町602番地８
破産者　國島　　章
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０４号**
山口県下松市南花岡４丁目７番18号
破産者　長田　康則
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２４年（フ）第３２５１号**
大阪市西区南堀江１丁目４番19号
破産者　株式会社ユニコ
1　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
2　一般調査期日　平成26年７月28日午前10時
平成26年５月27日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４６４７号**
大阪市中央区日本橋１丁目16番14号
破産者　本多興一郎
1　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
2　一般調査期日　平成26年７月28日午前10時
平成26年５月27日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６１９６号**
大阪市天王寺区上汐４丁目４番14―508号
破産者　吉川奈良子
1　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
2　一般調査期日　平成26年７月28日午前10時
平成26年５月27日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１５４８号**
神奈川県横浜市鶴見区大黒町３番53号
破産者　株式会社タケヤ
1　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
2　一般調査期日　平成26年９月８日午後２時
平成26年５月27日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１５４９号**
埼玉県蕨市南町３丁目14番11号
破産者　武藤　克人
1　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
2　一般調査期日　平成26年９月８日午後２時
平成26年５月27日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期間

**平成２６年（フ）第１００号**
香川県坂出市川津町2969番地６
破産者　堀口　　裕
1　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
2　一般調査期間　平成26年９月26日から平成26年10月７日まで
平成26年５月27日
大阪地方裁判所第６民事部

## 特別清算協定認可

**平成２５年（ヒ）第２０９７号**
東京都中央区日本橋小伝馬町２番８号新小伝馬町ビル９階
清算株式会社　株式会社ショーワドットコム
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙記載の協定債権額の割合に応じて弁済する。
2　別紙記載の協定債権者は、前項の規定による各弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、別紙記載の協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、別紙記載の協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙記載の協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、別紙記載の協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部